

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和元年六月十八日から同年十月十八日ま
でに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和元年六月十八日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トナリエ大和高田

所在地 大和高田市幸町三番一八号

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前） トナリエ大和高田（現オークタウン大和高田）

（変更後） トナリエ大和高田

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ
つては代表者の氏名

（変更前） 届出書別表1変更前のとおり

（変更後） 届出書別表2変更後のとおり

三 変更年月日

平成三十年十一月二十三日

四 届出年月日

令和元年六月四日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年六月十八日から同年十月十八日まで。ただし、奈良県の休日定める条例
（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで